

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の概要

令和3年6月

農林水産省

趣旨

畜産業を取り巻く国際経済環境の変化等に鑑み、その国際競争力の強化を図るため、畜舎等の建築等及び利用に関する計画の認定制度を創設し、当該認定を受けた計画に基づき建築等がされ、及び利用される畜舎等に関する建築基準法の特例を定める。

法律の概要

(1) 本法律の対象となる施設と技術基準及び利用基準 (第2条)

- ① 「畜舎等」とは、畜舎（家畜の飼養の用に供する施設及びこれに関連する施設）及び堆肥舎をいう。
- ② 「技術基準」とは、畜舎等の敷地、構造及び建築設備（以下「構造等」という。）について省令で定める基準で、継続的に畜産経営を行う上で、③の利用基準に適合する利用の方法と相まって、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと等を内容とするものをいう。
- ③ 「利用基準」とは、畜舎等の利用の方法について、継続的に畜産経営を行う上で、安全上、防火上及び衛生上支障がないことを確保するために必要な省令で定める基準で、畜舎等における一日当たりの滞在時間の制限等を内容とするものをいう。

(2) 畜舎建築利用計画の認定等及び建築基準法令の適用除外 (第3条から第12条まで)

- ① (1) ②及び③の基準に従って畜舎等を建築等（新築、増改築等）及び利用しようとする者は、建築等及び利用に関する計画（一定規模以下の畜舎等は、構造等に係る事項を除く。）を作成し、都道府県知事の認定を申請できるものとする。
- ② 都道府県知事は、①の計画が(1) ②及び③の基準（一定規模以下の畜舎等は、技術基準を除く。）に適合するときは、これを認定するものとする。
- ③ 認定を受けた畜舎等については、建築基準法令の規定は、適用しないこととする。

(3) 認定を受けた者の監督等 (第13条から第16条まで)

- ① 認定を受けた者は、畜舎等の利用の状況を定期的に報告することとする。
- ② 認定を受けた畜舎等の構造等は、技術基準に適合し、認定計画実施者は、利用基準に従って認定畜舎等を利用しなければならないものとする。これに違反している場合は、都道府県知事は、違反是正のため必要な措置をとることができる。
- ③ 認定が失効し、又は取消しとなる場合を定める。

施行期日

公布の日（令和3年5月19日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の概要

背景

- 畜産業の国際的な競争環境が厳しくなる中においては、省力化機械の導入や増頭・増産等の取組の推進が必要。
- 畜舎を新築して省力化機械の導入等を行おうとする際、畜舎には建築基準法が適用されるが、建築に係る負担は畜産業の経営実態からみて過大となっている。
- このため、建築基準法の構造等の基準によらず畜舎等の建築等ができるよう措置を講ずることが必要。



法律の概要

1. 本法律の対象となる畜舎等

- 畜舎(搾乳施設その他これに類する施設を含む)及び堆肥舎(「畜舎等」という。)
- 畜舎等が市街化区域又は用途地域に含まれないこと。
- 平屋で一定の高さ以下であり、居室を有さないこと。(第2条、第3条関係)

2. 畜舎等の建築等及び利用に関する計画の認定

- この法律によって畜舎等を建築等(新築、増築、改築等)及び利用しようとする者は、畜舎等の建築及び利用に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を申請できるものとする。
- 都道府県知事は、申請者が作成した①の計画が、次に掲げる要件等に適合するときは、これを認定するものとする。
 - 利用基準(畜舎等の利用の方法に関する基準(畜舎等内の人の滞在時間、避難路の確保等))に適合すること。
 - 技術基準(畜舎等の構造等について、利用基準に適合する利用の方法と相まって安全上支障がないと認められる基準(建築基準法より緩和された基準))に適合すること。
- 一定規模以下の畜舎等は、①の計画のうち構造等に係る部分の作成及び当該部分に係る②の認定は要しない。(第2条～第6条関係)

3. 畜舎等の建築等及び利用に関する計画の認定による建築基準法令の適用除外等

- 2の計画認定を受けた者は、技術基準及び利用基準に従って畜舎等を建築等をし、利用し、及び維持しなければならない。
- 2の認定に基づき建築等がされた畜舎等については、建築基準法令の規定は適用しない。(第7条～第12条関係)

4. 監督規定

- 認定を受けた者による畜舎等の利用状況の定期的な報告
- 認定に係る畜舎等の報告徴収、立入検査、3①に従っていない場合の改善命令等の実施(第13条～第16条関係)

施行期日

公布日(令和3年5月19日)から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日